

# 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例

平成15年3月31日

条例第5号

(設置)

第1条 富士見市情報公開条例(平成13年条例第26号。次条において「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び富士見市個人情報保護条例(平成15年条例第3号。次条において「個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申する。

2 審議会は、個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。

3 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、意見を市長に述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。